

<<職業生活に関する機会の提供に関する事項>>

(1)職員の男女の給与の額の差異(令和7年度)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.8%
全職員	63.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	96.8%
本庁課長補佐相当職	97.9%
本庁係長相当職	96.9%

(2)勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.4%
31～35年	92.4%
26～30年	94.1%
21～25年	84.0%
16～20年	84.2%
11～15年	82.2%
6～10年	84.7%
1～5年	89.5%

【説明欄】

①扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は91.1%、住居手当の受給者に占める男性の割合は83.3%である。

②男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は92.2%となっている。

③本市の会計年度任用職員はパートタイムのみであり、週あたりの勤務時間が20時間未満の職員もいることから、相対的に給与水準が低い状況となっている。その会計年度任用職員のうち、70.9%が女性であることから、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(令和8年4月1日現在)

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	10.2%

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(令和8年4月1日現在)

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	12.2%
本庁課長補佐相当職	26.4%
本庁係長相当職	62.3%

【説明欄】

現在の課長相当職の割合は12.2%であるが、直近の係長級における女性割合は62.3%と増加傾向にある。今後もキャリア支援研修を継続的に実施し、積極的な登用を推進する。

(4) 採用した職員に占める女性職員の割合(令和7年4月2日～令和8年4月1日採用)

職種	採用者数	うち女性採用者数	女性の割合
一般事務職	11人	5人	45.5%
消防職	7人	0人	0.0%
一般任期付職員	1人	0人	0.0%
合計	19人	5人	45人

(5) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合(令和7年度)

職種	男性	女性	合計	女性の割合
一般事務職	50人	21人	71人	29.6%
消防職	33人	0人	33人	0.0%
一般任期付職員	1人	0人	1人	0.0%
合 計	84人	21人	105人	20.0%

(6) 職員に占める女性職員の割合(令和8年4月1日現在)

	男性	女性	合計	女性の割合
一般事務職	153人	84人	237人	35.4%
保健師	0人	15人	15人	100.0%
管理栄養士	0人	2人	2人	100.0%
保育士・幼稚園教諭	0人	18人	18人	100.0%
消防職	63人	3人	66人	4.5%
合計	216人	122人	338人	36.1%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する事項》

(1) 離職率の男女の差異(令和7年度) ※定年退職者を除く

年齢	男性職員	女性職員
24歳以下	0.0%	0.0%
25～29歳	1.4%	0.0%
30～34歳	0.5%	0.8%
35～39歳	0.5%	0.0%
40～44歳	0.0%	0.8%
45～49歳	0.5%	0.0%
50～54歳	0.5%	0.8%
55～59歳	0.5%	0.0%
60歳以上	0.5%	0.0%

(2) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況(令和7年度)

1. 男女別の育児休業取得率

区分	令和7年度
男性	75.0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	25.0%	0.0%
2週間以上1月以下	50.0%	0.0%
1月超3月以下	25.0%	0.0%
3月超6月以下	0.0%	0.0%
6月超9月以下	0.0%	16.7%
9月超12月以下	0.0%	16.7%
12月超24月以下	0.0%	16.7%
24月超	0.0%	50.0%

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率(令和7年度)

区分	取得者数	取得率
配偶者出産休暇	2人	50.0%
育児参加休暇	2人	50.0%

【説明欄】

男性の育児休業取得率については、対象年度末に出生した場合、年度内に育児休業を取得することが困難となるケースが見受けられた。また、配偶者出産休暇や育児参加休暇に関しては、交代勤務の職員や取得する時期(年末年始等)が影響し、取得が進まないケースがあった。

本市では、令和5年から男性職員の育児休業取得を「あたりまえ」とする職場環境の実現を目指し、取得率100%を目標に掲げ、所属長と対象男性職員が面談を行い、出産前に育児休業や特別休暇の取得時期をあらかじめ決める「育児参加プラン」を作成する取組みを行っている。今後もこの取組みを継続し、男性職員が育児休業を安心して取得できる職場環境の整備を進めていく。

(4) 職員の勤務時間の状況(令和7年度)

区分	令和7年度
超過勤務時間(常勤職員1人当たり)	20.0時間

【説明欄】

令和7年度においては、4月に市長・市議会議員選挙、7月に参議院議員通常選挙、2月に衆議院議員総選挙が実施されたことに加え、国の施策であるマイナンバーカードの更新手続きや物価高騰対策等の業務が重なり、前年度より増加した。

本市では、所属長の超過勤務に対するマネジメントを徹底する取組みとして、所属員の超過勤務と退勤時間を毎日管理し報告する仕組みや、超過勤務の縮減に関する事項を人事評価において評価する仕組みを導入している。今後も引き続き事務の効率化を進め、適正な人員配置による業務量の平準化を推進し、超過勤務縮減に向けた取組みを強化する。

(5) 職員の年次有給休暇取得日数の状況(令和7年)

年次有給休暇取得日数(常勤職員1人当たり)	11.1日
-----------------------	-------

【説明欄】

積極的な取得啓発により、令和7年度では全ての常勤職員が日単位での年5日の年次有給休暇の取得を達成できた。今後も引き続き、職員の年次有給休暇取得の促進に取り組んでいく。